**選挙運動用自動車運送契約書**

**※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。**

　　 選挙候補者　 　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙はこれを貸し出すものとする。

　　車種

　　登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、　　　　　円（１日について　　　　　円）とする。

　　　　なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

　　なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

　　　　　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

**選挙運動用自動車賃貸借契約書**

　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　甲は、乙の所有する下記の自動車を賃借し、乙はこれを賃貸するものとする。

　　車　　種

　　登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、　　　年　　月日から　　　年　　月　　日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、　　　　　円（１日について　　　　　円）とする。

　　　　なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

　　なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

　　　　　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

**選挙運動用自動車の燃料供給契約書**

　 選挙候補者　 　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は、その所有する下記の燃料を甲に売り渡し、甲はこれを買い受けるものとする。

　　品名

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、１ℓ当たり　　　　　円とする。

　　　　なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

　　なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

　　　　　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

乙

**選挙運動用自動車運転手の雇用契約書**

選挙候補者　 　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は、甲の指定する選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、　　　　　円（１日について　　　　　円）とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

　　なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

　　　　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

**選挙運動用ビラ作成契約書**

　 選挙候補者　 　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ビラを作成印刷し、甲はこれを買い受けるものとする。

　　品名　　　公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用ビラ

　　数量　　　 枚

　（納入期限）

第２条　乙は、　　　年　　月　　日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ビラを納入するものとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、　　　　 円（１枚当たりの単価　　　　 円、消費税を含む）とする。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

　　なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

　　　　　　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　乙

**選挙運動用ポスター作成契約書**

　 選挙候補者　 　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買い受けるものとする。

　　品名　　　公職選挙法第１４３条に定める選挙運動用ポスター

　　数量　　　　　 枚

　（納入期限）

第２条　乙は、　　　年　　月　　日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、　　　　 円（１枚当たりの単価　　　　 円、消費税を含む）とする。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

　　なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

　　　　　　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　